歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 中間報告

令和4年2月10日

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2. 歯科技工におけるリモートワークについて・・・・・・・・・・1	
<現状・課題>	
<方向性>	
(1) 歯科技工におけるリモートワークを行う者について	
(2) 歯科技工におけるリモートワークで想定される業務について	
(3) 歯科技工におけるリモートワークを行う場所について	
(4) 歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について	
(5) CAD/CAM を用いた歯科技工におけるトレ―サビリティについて	
3. 歯科技工所間の連携について・・・・・・・・・・・・・・3	
<現状・課題>	
<方向性>	
4. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
図1:歯科技工におけるリモートワーク(イメージ))・・・・・・・・5	
図2:歯科技工所間の機器の共同利用(イメージ)・・・・・・・・・6	
歯科技工士の業務のおり方等に関する給討会 構成員 専門委員名簿・・・・フ	

1. はじめに

- 〇 超高齢社会において 8020 達成者が半数を超える一方で、80~84 歳の平均現在歯数は 15.3 本であり、高齢者の多くは歯の欠損を有している。そのような中で質の高い歯科医療を提供するためには、義歯等の歯科補てつ物が適切に提供されることが重要である。
- 〇 一方で、歯科技工技術の高度化やデジタル化、就業歯科技工士数の減少など、 歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、令和2年3月の「歯科技工士 の養成・確保に関する検討会」報告書において、歯科技工士が働きやすい環境づ くりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、デジタル技術を活用した歯科技工やチェアサイドでの 歯科技工など、歯科技工士の業務の在り方や必要な教育等に関して具体的な検討 を行うため、本検討会が設置された。
- 〇 さらに、デジタル技術を活用した歯科技工(CAD)を行う際のリモートワークの明確化や複数の歯科技工所による機器の共同利用の周知等が、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に位置付けられている。
- こうした状況を踏まえ、本検討会ではまずは2回にわたり歯科技工におけるリモートワーク及び歯科技工所間の連携に関する議論を行い、方向性が示されたことから、今般、中間報告をとりまとめた。
- 2. 歯科技工におけるリモートワークについて

<現状・課題>

- デジタル技術を活用した歯科技工では、コンピュータを利用して行う過程を伴うが、この過程も含めて歯科技工であると解釈されており、デジタル技術を活用した歯科技工の普及や多様な働き方を推進する観点から、歯科技工においてもリモートワークの取扱いについて明確にすることが求められている。
- O 歯科技工所において歯科技工士が歯科技工を行う場合は、歯科医師の指示書に基づき行う必要がある。また、歯科技工所の管理者は、当該歯科技工所で業務に従事する歯科技工士等を監督する必要があるが、リモートワークでは管理者がいる歯科技工所から離れた場所で歯科技工士が業務を行うため、管理のあり方についての考え方を整理する必要がある。
- 歯科技工所の構造設備については、厚生労働省令に定める基準を満たす必要がある。この構造設備基準は、切削や研磨等の作業を伴う歯科技工を行うことが想定されており、そのために必要な設備等として、防音装置、防火装置、石膏トラップ、換気扇等が位置付けられている。デジタル技術を応用した歯科技工では、

これらの設備は不要なものが多く、検討が必要である。

- デジタル情報の取扱いについては、歯科技工所においても約半数程度が患者の 個人情報を含むデジタル情報を取り扱っているが、一方でセキュリティ対策等を 十分講じている歯科技工所は少ないとの調査結果がある。
- 〇 歯科技工所の開設者は、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに歯科技工録を作成する必要がある(「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」(平成24年10月2日医政発1002第4号)が、歯科技工録を作成している歯科技工所は約6割であることや、歯科技工録への記載が十分でないとの調査結果がある。

<方向性>

- 〇 歯科技工士の多様な働き方が可能となるよう、歯科技工におけるリモートワークの考え方を整理し、関係法令の整備及び考え方の周知を行う。(図1:歯科技工におけるリモートワーク(イメージ))
 - (1) 歯科技工におけるリモートワークを行う者について
 - リモートワークで実施した歯科技工についても責任の所在を明らかにするため、歯科技工所の開設者は、リモートワークのみを行う歯科技工士も含め、「業務に従事する者」として届出を行うものとし、リモートワークを行う者を明確にする。
 - 歯科技工所の管理者は、当該歯科技工所の歯科技工士がリモートワークを行う場合、所在を含め業務の実施状況を適切に管理する。
 - (2) 歯科技工におけるリモートワークで想定される業務について
 - 現時点のリモートワークの対象は、コンピュータを用いた歯科補てつ物等の 設計等について、切削加工や研磨等は行わず、コンピュータを使用して行う 過程とする。
 - (3) 歯科技工におけるリモートワークを行う場所について
 - 歯科技工を行う場所は歯科技工所である必要があることから、リモートワークを行う場所の届出を必要とする。ただし、リモートワークでは切削加工や研磨等は行わないものとすることから、リモートワークのみを行う場所においては防音装置や石膏トラップ等は不要とする。
 - 一方で、リモートワークにおいても患者の口腔内の状態に関する歯科医療情報を扱うため、個人情報保護の観点から、リモートワークを行う場所は、第三者からののぞき見等による情報漏えいが起こらないように、適切なセキュリティ対策を講じる。
 - (4) 歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について
 - 次の内容を含む基本的なセキュリティ対策を必ず講じる。
 - ・歯科技工所の管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を徹

底する。

- ・第三者が容易にアクセスできる公衆無線 LAN を用いないなどの通信環境の 安全性の確保や、OS・ソフトウェア等のアップデート、セキュリティソフ トのインストール、必要に応じ多要素認証の導入などのセキュリティ対策 を講じる。
- - ・個人情報保護やセキュリティ対策を講じた上で、(又は適切な対策が講じられた)クラウドサービスや特定の人のみが利用可能な専用ネットワークを利用する。(汎用の大容量ファイル送信サービス等の利用は、セキュリティ対策の観点から適切ではない。)。
- リモートワークに伴うセキュリティリスク等に関する知識を啓発・周知する ため、歯科技工所の管理者やリモートワークを行う歯科技工士はセキュリティ対策等に関する研修等を必ず受講するものとする。
- (5) CAD/CAM を用いた歯科技工におけるトレーサビリティについて
 - リモートワークでは、管理者がいる歯科技工所から離れた場所で歯科補てつ物等の作成過程の一部を行うため、その作成過程を確実に管理することが必要であり、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、歯科技工録がより重要な役割を果たすと考えられる。
 - 一方で、現状では歯科技工録の作成が十分ではなく、さらに、リモートワークにおける歯科技工を想定した歯科技工(CAD/CAMを用いた歯科技工等)に適した様式例が示されていない。このため、歯科技工録の作成について法令で位置づけるとともに、記載の徹底について周知を行う。また、リモートワークにおける歯科技工を想定した歯科技工(CAD/CAMを用いた歯科技工等)に適した様式例についても検討する。

3. 歯科技工所間の連携について

<現状・課題>

- 〇 歯科技工所は、就業歯科技工士「1名」の歯科技工所が7割以上と、小規模な 歯科技工所が大半を占めており、その傾向は従来から大きな変化がない。一方 で、近年ではCAD/CAM を用いた歯科補てつ物等に対するニーズの増加等、歯科技 工を取り巻く状況は大きく変化している。
- CAD/CAM 装置をはじめとして、歯科技工に用いる機器等は多様化・高度化また高額化しており、これらすべてを小規模な歯科技工所で整備することは負担が大きい。この点から、高度な機器等については共同利用する等、地域の歯科技工所間の連携が求められる。
- 一方で、歯科補てつ物等の安全性を確保する観点から、治療にあたる歯科医師

から歯科補てつ物等の作成又は加工を指示された歯科技工所(歯科技工士)が、 当該歯科医師の指示していない第三者へ歯科補てつ物等の作成等を依頼すること は再委託に当たり認められていないことから、機器を共同利用する場合の歯科医 師の歯科技工所(歯科技工士)への指示のあり方等について整理する必要があ る。

<方向性>

- 〇 地域の歯科技工所間(「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」と「機器を所有する歯科技工所」)の連携による機器の共同利用について、次のように整理し、周知する。(図2:歯科技工所間の機器の共同利用(イメージ))
 - 歯科医師からの指示は、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」が受けるものとし、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は歯科補てつ物等の作成の一部の過程について機器を共同利用して行った旨(「機器を所有する歯科技工所」において行った内容等を含む。)歯科技工録に記載する。なお、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は、指示を行った歯科医師に対し、歯科技工に使用する機器を共同利用する旨を伝えることが望ましい。
 - 歯科補てつ物等の安全性の確保の観点から、「機器を所有する歯科技工所」の 管理者は、機器を共同利用した記録を作成し、保存することとする(日時、 共同利用した歯科技工所名等を記載)
 - 構造設備基準で必要とされている機器等(「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年10月2日付け医政発1002第1号)) は、共同利用することはできない。

4. おわりに

- 超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸に向けて歯・口腔の健康の重要性が指摘されており、質の高い歯科医療を提供するために、義歯等の歯科補てつ物等の作成を担う歯科技工士と歯科医師の密接な連携が求められている。
- 歯科技工の技術の高度化やデジタル化等が急速に拡大している現状等を踏ま え、まず歯科技工におけるリモートワークや歯科技工所間での連携のあり方につ いて整理を行った。
- 〇 今後、これらが適切に実施されるよう速やかに関係法令等の整備を行うとともに、歯科医師と歯科技工士の連携による歯科医療の提供体制の更なる構築に向け、引き続き、歯科技工士の業務のあり方について、必要な教育内容等も含め、検討することが必要である。

歯科技工におけるリモートワーク(イメージ)



歯科技工におけるリモートワークの対象:コンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計(切削加工や研磨等を除く)

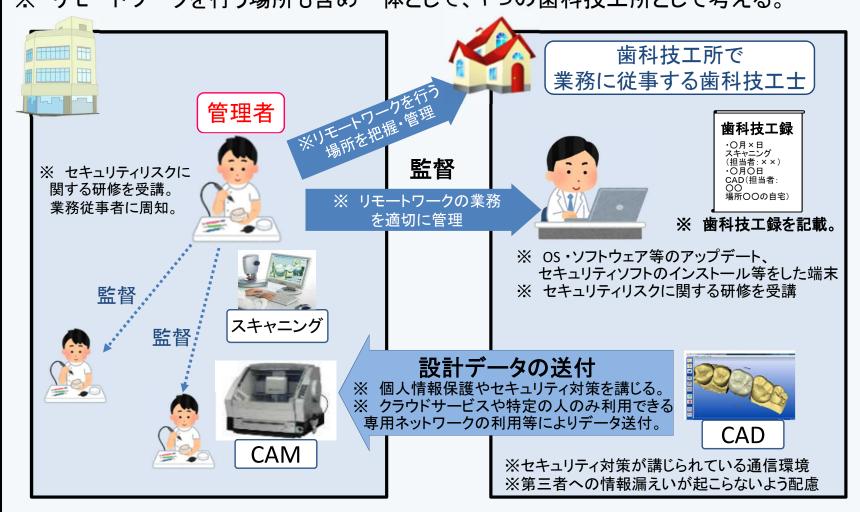
都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

届出

- ※ リモートワークを行う場所を届出。
- ※ リモートワークを行う歯科 技工士を「業務に従事する 者」としてリモートワークを 行う旨とともに届出。

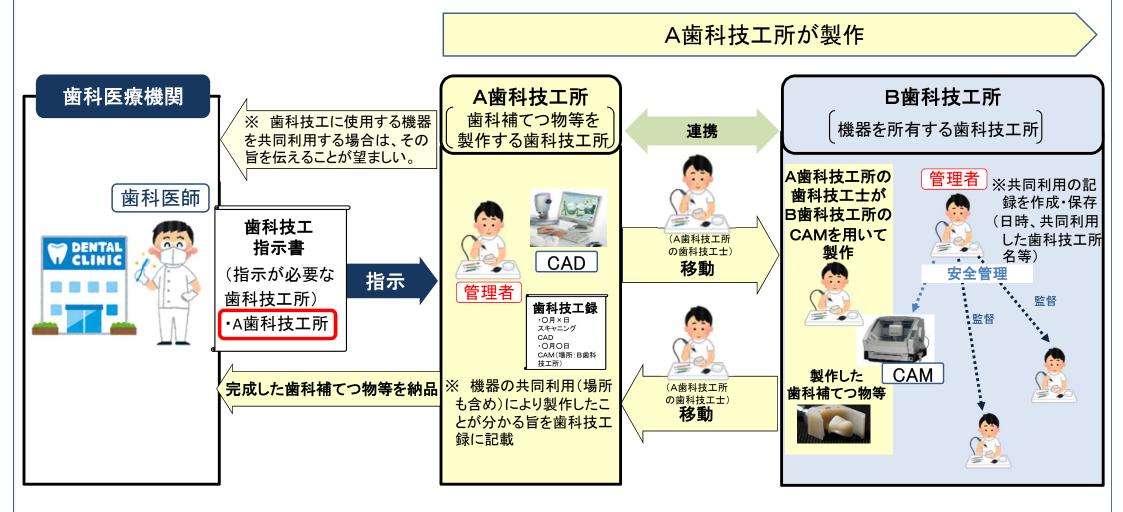
歯科技工所

- ※ 構造設備基準を満たした歯科技工所であること
- ※ リモートワークを行う場所も含め一体として、1つの歯科技工所として考える。



歯科技工所間の機器の共同利用(イメージ)

(例)機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 構成員、専門委員名簿

(構成員)

111111111111111111111111111111111111111	
氏 名	所属
◎赤川 安正	昭和大学 客員教授
おうぎ てるのり 扇 照幾	OAK Dental Studio
大島 克郎	全国歯科技工士教育協議会 会長
か畑 真	弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
ままつ もとき 尾松 素樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
くが まこと 陸 誠	株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
すぎおか のりあき 杉岡 範明	公益社団法人日本歯科技工士会 会長
馬場一美	公益社団法人日本補綴歯科学会 理事長
ふるはた こうじ 古畑 公治	(株)デントライン インターナショナル 代表取締役
みしる さとし 三代 知史	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
やなぎきわ ともひと 柳澤 智仁	東京都多摩立川保健所 歯科保健担当課長

◎:座長

(専門委員)

氏 名	所属
の ざき かずのり 野﨑 一徳	大阪大学歯学部附属病院 医療情報室 室長
まっぃ てっゃ 松井 哲也	(株)ハーテック・デンタルサービス 代表取締役
やました しげこ 山下 茂子	(株)Dental Digital Operation 専務取締役